

港長公示 第25-5号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり一般船舶の航泊を禁止したので同条第2項の規定により公示する。

平成25年12月26日

清水港長



清水港第2区清水船だまりにおける航泊禁止について

清水港清水船だまり内清水4号、5号岸壁エプロン部において、清水港カウントダウン2014「年忘れ HANABI」における花火の打ち上げが実施されるので、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

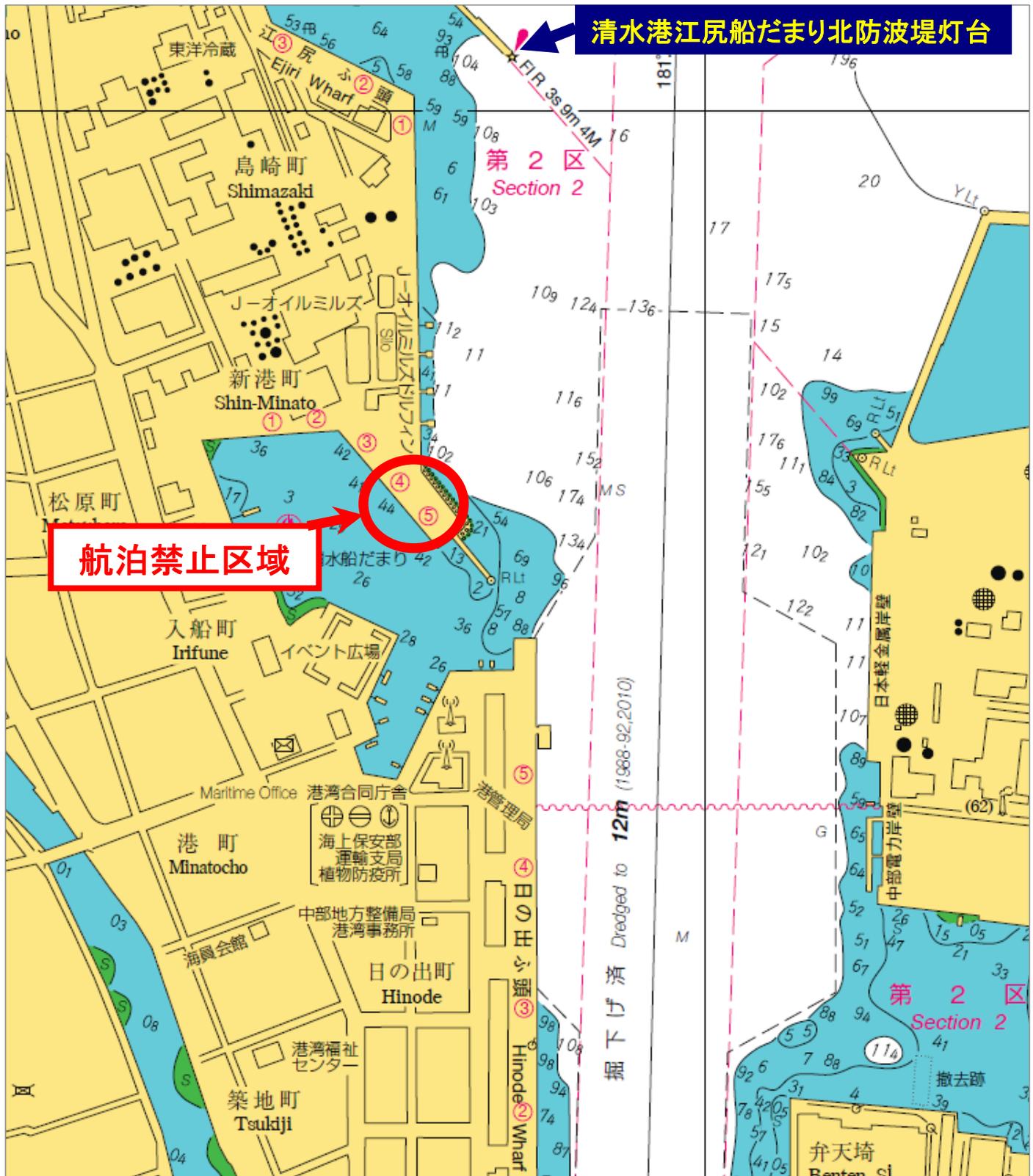
記

- 1 期間 平成25年12月31日（火） 午後8時30分～午後9時10分
- 2 区域（別図参照）
清水港江尻船だまり北防波堤灯台（北緯35度01.0分 東経138度29.8分）から真方位193度、620メートルの地点を中心とした半径70メートルの円内海域
- 3 備考
花火打ち上げ中、付近海域に警備艇2隻が配備される。

航泊禁止区域図

別図

(清水港カウントダウン2014「年忘れHANABI」実施海域)



海図(W89)の抜粋